

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する調査

< 市区町村 >

ご記入にあたっての留意点

本調査票のご回答は、犯罪被害者等施策担当窓口部局にて、当該部局が確定していない場合には、調査票の回答にご協力いただける部局へお渡しの上、ご記入願います。

本調査は、各地方公共団体の施策担当窓口部局において、単独又は関係部局等と連携協力して実施する犯罪被害者等施策を主たる対象としています。現時点で特段施策を実施していない場合でも、その理由をご回答いただく質問項目がありますのでご留意願います。

本調査で対象となる犯罪被害者等施策は、DVや児童虐待、性暴力、交通事故、消費者保護など特定の被害類型に特化せず、犯罪被害一般を対象とした施策を指します。

本調査票は、全ての都道府県、市区町村に配布しており、内閣府の指示により 100%回収することとしておりますので、期限までにご回答くださいますようお願いいたします。

平成 19 年 12 月 7 日(金)までに同封の返信用封筒による郵送又は電子メールにてご返信ください。

調査票の電子ファイルを希望される方は、「貴団体名・部局名・ご担当者名・調査票の送信希望先メールアドレス・調査票希望」とお書きの上、下記メールアドレスまでご送信ください。追って調査票（電子ファイル：word仕様）を返信いたします。

本調査票の内容に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

有限会社 自然文化創舎 担当者：君塚(キミヅ)カ、阿部(アベ)

TEL：045-201-2547 又は TEL：0152-62-2811

E-mail：info@naculture.com

回答者の属性に関する事項

地方公共団体名	都道府県名：	
回答部局名		
連絡先	TEL：	FAX：
メールアドレス	@	
調査担当者名		
通信欄 何か通信事項がありましたら お書きください。		

調査担当者とは、回答内容についてお伺いすることが生じた場合の問い合わせ先を指します。

問 3 貴団体の施策担当窓口部局（暫定窓口も含む）は、「被害者支援地域ネットワーク」とどのような関わりを持っていますか（1つ選択）

1 構成員として参加している
2 事務局を警察署と共同で担当している
3 その他 []（内容を記入）
4 特に関係はない

問 4 <省略>

犯罪被害者等施策に関する条例・計画の策定等

（DV・児童虐待など特定の被害類型に特化したものを除く。）

問 5 貴団体において、犯罪被害者等施策に関する規定を含む条例を策定していますか（1つ選択）

1 <u>策定済みである</u>	3 策定予定はない → 問 6 へ
2 <u>策定予定である（策定済みで見直し予定の場合も含む。）</u>	



5-1 条例の策定（予定）時期はいつですか。（ <u>条例に関する資料があれば添付してください。</u> ）		
策定済みの場合 → 平成 年 月 （年月を記入）		
策定予定の場合 → 1 平成 19 年度中 2 平成 20 年度中 3 平成 21 年度中 （1つ選択） 4 その他 [] （具体的な策定予定時期の目途が立っている場合には「その他」に年月を記入）		
5-2 条例の内容について、あてはまるものを選んでください（複数選択可）。		
1 災害見舞金支給条例等において、犯罪被害者等に対する経済的支援（見舞金・支援金の給付）に関する規定を設けたもの		
2 犯罪被害者等に対する経済的支援に特化した単独の条例		
3 安心安全なまちづくり条例等の中に犯罪被害者等施策に関する規定を設けたもの		
4 犯罪被害者等のための基本的施策や推進体制を規定した単独の条例		
5 その他 [] （策定済みの条例を見直す場合、具体的な方向性を記入 → 例：安心安全なまちづくり条例の中に盛り込まれていたものを犯罪被害者等施策に関する単独の条例に見直す）		
5-3 条例に基づき、犯罪被害者等への経済的支援（見舞金・支援金の給付）の制度を設けている場合には、制度の導入時期や給付実績、予算額についてお書きください。 （ <u>給付対象者の範囲や給付金額の上限、給付実績の内容が分かる資料があれば添付してください。</u> ）		
制度の導入時期	平成 年 月 （年月を記入）	
給付実績（制度導入から平成 18 年度末まで）	給付件数 件	給付総額 円
予算額（平成 18 年度）	千円	

問 6 貴団体において、犯罪被害者等施策に関する事項を含む計画・指針を策定していますか（１つ選択）。

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| 1 策定済みである | 3 策定予定はない → 問 7 へ |
| 2 策定予定である（策定済みで見直し予定の場合も含む。） | |



6-1 計画・指針の策定（予定）時期はいつですか。

（計画・指針に関する資料があれば添付してください。）

策定済みの場合 → 平成 年 月 （年月を記入）

策定予定の場合 → 1 平成 19 年度中 2 平成 20 年度中 3 平成 21 年度中

（１つ選択） 4 その他 []

（具体的な策定予定時期の目途が立っている場合には「その他」に年月を記入）

問 7 問 5 又は問 6 で条例・計画・指針（以下「計画等」という。）を「策定済みである」又は「策定予定である」と回答された方におたずねします。両問とも「策定予定はない」場合は問 8 へお進みください。

7-1 計画等の策定にいたる経緯や背景として、どのような事情がありましたか（複数選択可）。

- | |
|----------------------------|
| 1 犯罪被害者等基本法及び国の基本計画の策定を受けて |
| 2 都道府県からの要請を受けて |
| 3 首長の意向や議会からの要請を受けて |
| 4 近年の犯罪被害者等を取り巻く社会情勢を勘案して |
| 5 犯罪被害者団体や民間支援団体からの要望を受けて |
| 6 その他 []（内容を記入） |

7-2 計画等の策定にあたり、苦労した点は何ですか（問 5 又は問 6 で「策定予定である」と回答された方は、障害となりうる点としてお答えください。）（複数選択可）。

- | |
|---------------------------------|
| 1 計画等の策定に必要な職員が足りない |
| 2 計画等の策定に必要な専門的な知識（ノウハウ）が不足している |
| 3 庁内関係部局の理解や協力の確保 |
| 4 議会や住民の理解の促進 |
| 5 その他 []（内容を記入） |
| 6 特にない |

→ 問 5 又は問 6 で「策定予定である」と回答した方は問 9 へ

7-3 計画等の策定にあたり、工夫・留意した点は何ですか（複数選択可）。

- | |
|------------------------------------|
| 1 庁内関係部局から構成される検討会議等を開催し、認識共有を図った |
| 2 犯罪被害者団体や民間支援団体からの意見・要望を聴取する場を設けた |
| 3 その他の関係機関・団体と十分な協議・意見聴取の場を設けた |
| 4 パブリックコメントの実施等広く一般住民から意見を求めた |
| 5 その他 []（内容を記入） |
| 6 特にない |

→ 問 9 へ

問 8 問 5 及び問 6 両問において「策定予定はない」と回答された方におたずねします。

8-1 条例・計画・指針の策定の必要性を感じていますか（１つ選択）	
1 必要性を感じていない	→ 8-2 へ
2 必要性は感じている	→ 8-3 へ
3 わからない(考えたことがない)	→ 問 9 へ
8-2 策定の必要性を感じていない理由は何ですか（複数選択可）	
1 法律により計画等の策定が義務づけられていない	
2 計画等を策定しなくても既存の取組で総合的な支援が可能である	
3 住民や議会からの要請がない	
4 その他 [	](内容を記入)
→ 問 9 へ	
8-3 策定の必要性は感じているが、予定が立たない理由は何ですか（複数選択可）	
1 計画等の策定に必要な職員が足りない	
2 計画等の策定に必要な専門的な知識（ノウハウ）が不足している	
3 庁内関係部局の理解や協力が得られない	
4 議会や住民の理解が得られにくい	
5 国や他の地方公共団体の動向を見ている	
6 その他 [	](内容を記入)

→ 問 9 へ

国・都道府県に対して希望する支援

問 9 貴団体において、施策を総合的に推進するにあたって、国・都道府県に対して希望する支援は何ですか（複数選択可）。

1 財政的な援助	
2 市区町村職員向けの研修の実施	
3 市区町村職員向け施策の手引き・ガイドラインの策定	
4 関係府省庁における施策の内容や実施状況に関する情報提供	
5 都道府県や県下の関係機関・団体における施策・制度の内容や実施状況に関する情報提供	
6 全国における市町村の取組状況や先進事例に関する情報提供	
7 県下の市町村全体の取組状況や先進事例に関する情報提供	
8 その他 [	](内容を記入)
9 特になし	

犯罪被害者等に対する総合的な相談・情報提供

「犯罪被害者等基本計画」では、「刑事手続だけではなく、住宅・医療・雇用など生活支援も含め相談や情報提供等を行う窓口が警察以外にも必要。」という犯罪被害者等からの要望・意見を受けて、内閣府において、地方公共団体の首長部局に対し、被害者等からの相談・問い合わせ等に対応する「総合的な対応窓口」を設置するよう、要請することとされました。（同基本計画 重点課題 第4 1．相談及び情報の提供等（1）地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等参照）

問 10 首長部局において、犯罪被害者等からの相談や問い合わせ等に対応する何らかの窓口を設置していますか（警察署や被害者支援センターの窓口及びDV・児童虐待など特定の被害類型に特化した窓口を除く。）（1つ選択）

1 設置している（設置予定も含む）

2 設置していない → 10-11 へ

10-1 窓口の設置（予定）時期はいつですか（犯罪被害者等への対応を開始した時期としてお答えください。）。

設置済みの場合 → 平成 年 月 （年月を記入）

設置予定の場合 → 1 平成 19 年度中 2 平成 20 年度中 3 平成 21 年度中
（1つ選択） 4 その他 []

（具体的な設置予定時期の目途が立っている場合には「その他」に年月を記入）

10-2 窓口の設置形態について、あてはまるものを選んでください（1つ選択）。

1 犯罪被害者等支援専用の窓口である

2 犯罪被害者等支援に限定せず、他の様々な相談を受ける共用の窓口である

3 その他 []（内容を記入）

10-3 窓口の設置・運営にあたって、貴団体が有する各種現行制度の一元的な把握や、関係機関・団体との連携協力体制の確保のために行っていることは何ですか（複数選択可）。

1 関係機関・団体からの意見聴取・意見交換

2 相談機関一覧や利用できる各種制度をまとめたハンドブック等の作成・備付け

3 その他 []（内容を記入）

4 特にない

10-4 窓口担当者が犯罪被害者等の状況や心情に配慮して適切に対応できるよう、行っていることは何ですか（複数選択可）。

1 窓口担当者向けの対応マニュアルの作成・備付け

2 窓口担当者を対象とした研修会の開催

3 他機関・団体が開催する研修会へ窓口担当者を派遣

4 その他 []（内容を記入）

5 特にない

10-5 窓口の設置・運営にあたって、苦労している点は何ですか（問 10 で「設置予定である」と回答された方は、障害となりうる点としてお答えください。）（複数選択可）。

1 犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体との連携協力の確保 2 窓口における相談・問い合わせに十分対応できる知識や技能を有する人材の育成・確保 3 犯罪被害者等を始めとする住民への窓口の周知の徹底 4 その他 [] (内容を記入) 5 特にない
10-6 <省略>
→問 10 で「対応窓口を設置予定である」と回答された方は問 11 へ
10-7 窓口配置している担当者の形態について、あてはまるものを選んでください(複数選択可)。
1 施策担当窓口部局の行政職員が対応 2 非常勤職員を雇用して対応 3 犯罪被害者等支援センターに委託 4 その他 [] (内容を記入)
10-8 窓口において犯罪被害者等への対応を行う担当者数(非常勤とは嘱託・臨時職員等を指す。)
専任()人 兼 任()人 常勤()人 非常勤()人 合計()人
10-9 窓口では、相談や問い合わせ等に対し、どのような対応をしていますか(複数選択可)。
1 各種相談窓口、庁内関係部局、関係機関・団体の支援内容・連絡先を教示 2 庁内関係部局、関係機関・団体に相談内容・対応状況等を伝達し、支援を依頼 3 窓口担当者と庁内関係部局、関係機関・団体の担当者が協議し、支援内容を検討・実施 4 関係機関・団体に係る各種制度の案内書・申込書等の常備・提供 5 庁内関係部局における各種申請手続きの補助 6 警察署・検察庁・裁判所・病院等への付添い 7 その他 [] (内容を記入)
10-10 窓口を地域住民に周知するために、行っていることは何ですか(複数選択可)。
1 窓口を設置した際に記者発表を実施 2 施策担当窓口部局のホームページ上で紹介 3 窓口に関する情報を掲載したチラシ・ポスター・リーフレット類の作成・配布 4 貴団体の広報誌やテレビ・ラジオ番組を活用した紹介 5 庁内の他部局や関係機関・団体が発行するポスター・リーフレット類への情報の掲載 6 その他 [] (内容を記入) 7 特にない

→問 11 へ

10-11 問 10 で「窓口を設置していない」と回答された方は、犯罪被害者等に対応する窓口を設置する必要性を感じていますか(1つ選択)。
1 必要性を感じていない →10-12 へ 2 必要性は感じている →10-13 へ 3 わからない(考えたことがない) →問 11 へ

10-12 窓口を設置する必要性を感じていない理由は何ですか（複数選択可）	
1 相談の対象者となる被害者等が少ない 2 既存の各種相談窓口で被害者等に対し十分な対応ができる 3 地域からの要望が少ない 4 その他 [	](内容を記入)
→問 11 へ	
10-13 窓口を設置する必要性は感じているが、予定が立たない理由は何ですか（複数選択可）	
1 相談や問い合わせに十分対応できる知識・技能を有する人材が不足している 2 相談や問い合わせを必要に応じ、適切な機関・団体に橋渡しできるような連携協力体制が十分できていない 3 住民の理解が得られにくい 4 財源が不足している 5 優先する業務が多く手がつかない 6 国や他の地方公共団体の動向を見ている 7 その他 [	](内容を記入)

→問 11 へ

問 11 犯罪被害者等に対する総合的な相談・情報提供にあたって、国・都道府県に対して希望する支援は何ですか（複数選択可）。

1 財政的な援助 2 被害者からの相談対応や情報提供を行う際の留意点等をまとめた対応マニュアルのモデル案の作成 3 都道府県や県下の関係機関・団体における施策・制度の内容や各種相談窓口を整理した支援ハンドブック・相談機関リストの作成 4 窓口担当者向けの研修の実施 5 被害者支援に詳しい専門家（弁護士や臨床心理士、民間支援団体の関係者）を窓口等に派遣し、窓口担当者に助言等を行うアドバイザー事業の実施 6 全国における市町村の取組状況や先進事例に関する情報提供 7 県下の市町村全体の取組状況や先進事例に関する情報提供 8 連携のあり方やコーディネーターの育成に関するモデル事業の実施 9 その他 [	](内容を記入)
10 特にない	

犯罪被害者等施策に関する広報啓発

問 12 犯罪被害者等に関する広報啓発事業について、貴団体にて実施していること（予定も含む）は何ですか（D Vや児童虐待など特定の被害類型に特化したものを除く。）（複数選択可）

- 1 施策担当窓口部局にて講演会やシンポジウム等を開催
- 2 施策担当窓口部局にてポスター・リーフレット類を作成・配布
- 3 施策担当窓口部局のホームページ上で犯罪被害者等施策に係る情報を提供
- 4 国や都道府県等が実施する犯罪被害者等の問題に関する広報啓発事業への協力（ポスター・リーフレット類の掲示・配布や講演会・シンポジウムの周知への協力等）
- 5 犯罪被害者等施策に関係の深い他の各種運動・行事（安心安全まちづくり、交通安全、人権等）と連携協力した広報啓発（パネル展示やポスター・リーフレット類の配布等）
- 6 貴団体の広報誌やテレビ・ラジオの広報番組を活用
- 7 その他 []（内容を記入）
- 8 特にない

問 13 犯罪被害者等施策に関する広報啓発にあたって、国・都道府県に対して希望する支援は何ですか（複数選択可）

- 1 財政的な援助
- 2 国や都道府県との広報啓発事業の共同実施
- 3 講演会・シンポジウム等への講師等の派遣
- 4 ポスター・リーフレットなど広報啓発に活用できる資料の提供
- 5 その他 []（内容を記入）
- 6 特にない

犯罪被害者等施策に関する研修・人材育成

問 14 庁内各部局など関係機関の職員を対象に、犯罪被害者等の置かれた状況や支援への必要性の理解を深めるために行っている（予定も含む）ことは何ですか（D V・児童虐待など特定の被害類型に特化したものを除く。）（複数選択可）

- 1 犯罪被害者等施策に関する職員研修を実施
- 2 一般職員研修や他の行政分野に関する職員研修に、犯罪被害者等施策に関する講義等を組み入れ
- 3 国・都道府県や民間団体等が実施する施策に関する研修や講習会等に職員を派遣
- 4 その他 []（内容を記入）
- 5 何も実施していない

犯罪被害者等施策に関する地域の実態把握

問 15 犯罪被害者等に関する地域の実態を把握するために、実施している（予定も含む）ことは何ですか（DV・児童虐待など特定の被害類型に特化したものを除く。）（複数選択可）

1	既存資料の活用	
2	犯罪被害者団体や民間支援団体からの意見聴取・意見交換	
3	その他関係機関・団体からの意見聴取・意見交換	
	→ [	](具体的な機関名を記入)
4	実態調査や意識調査など関連する調査の企画・実施	
5	国・都道府県や民間団体等が開催する講演会等への参加	
6	その他 [	](あれば記入)
7	特にない	

問 16 犯罪被害者等に関する地域の実態を把握するにあたって、国・都道府県に対して希望する支援は何ですか（複数選択可）

1	財政的な援助	
2	地域の実態把握に活用できる調査・資料に関する情報提供	
3	国や都道府県による意識調査・実態調査の実施及び調査結果に関する情報提供	
4	犯罪被害者団体や民間支援団体からの意見聴取・意見交換を行う場を提供	
5	その他関係機関・団体からの意見聴取・意見交換を行う場を提供	
6	その他 [	](内容を記入)
7	特にない	

犯罪被害者等に関する民間団体との連携協力

問 17 貴団体において、犯罪被害者等に関する民間団体への財政的な援助をしていますか（1つ選択）

1 財政的な援助をしている（予定も含む）	2 財政的な援助はしていない → 問 18 へ
----------------------	-------------------------



17-1 全国被害者支援ネットワーク加盟団体（支援センター等）への援助があればお書きください。

担当課室	支出形態	対象事業	援助金額	実績年度
(例)安心・安全まちづくり推進室	法令外負担金	特に制限を設けていない	180 千円	平成 18 年度

全国被害者支援ネットワーク加盟団体（45 都道府県 46 団体）は、こちらの URL をご覧ください。

→ <http://www.nnvs.org/list/index.html>

17-2 その他の団体への援助があればお書きください。(DV・児童虐待・交通事故等特定分野の被害類型を対象とした団体に特化した形で援助を行うもの(DV民間シェルターへの一時委託等)を除く。)

被援助団体名	担当課室	支出形態	対象事業	援助金額	実績年度
(例)○○の会	安心・安全まちづくり推進室	補助金	シンポジウムの開催、ワーキンググループでの検討	150 千円	平成 19 年度

問 18 民間団体への財政的援助以外^①の援助として、どのようなものを行っていますか(DV・児童虐待・交通事故等特定分野の被害類型を対象とした団体を除く。)(複数選択可)

- 1 会場の借り上げ
- 2 事務所用として庁舎の無償又は減免による貸与
- 3 民間団体が実施する研修会・講演会への講師派遣
- 4 貴団体の広報誌やテレビ・ラジオ番組における民間団体の活動の紹介・周知
- 5 民間団体発行のポスター・パンフレット類の配布・掲示
- 6 その他 [] (あれば記入)
- 7 特にない

問 19 民間団体との連携協力にあたって、国・都道府県に対して希望する支援は何ですか(複数選択可)

- 1 財政的な援助
- 2 全国における市町村の取組状況や先進事例に関する情報提供
- 3 県下の市町村全体の取組状況や先進事例に関する情報提供
- 4 県下で活動している民間団体に関する情報提供
- 5 民間団体との協働の在り方に関するモデル事業の実施
- 6 その他 [] (あれば記入)
- 7 特にない

地方公共団体独自の取組、その他

問 20 これまでお答えいただいたほか、貴団体が独自に実施している(予定も含む)犯罪被害者等支援に関する事業について、あてはまるものを選んでください(DV・児童虐待など特定の被害類型に特化したものを除く。)(複数選択可)

(各事業の概要や実績が分かる資料等も併せて添付してください。)

- 1 被害直後の緊急に必要な医療費・生活費等の資金の給付・貸付
- 2 臨床心理士等による精神的なカウンセリング・相談
- 3 被害直後及び中長期的な居住場所の確保（都道府県警察予算に係るもの及び公営住宅への優先入居等を除く。）
- 4 被害により日常生活が困難になった被害者に対する家事支援・育児支援（ホームヘルパーの派遣など）
- 5 その他[](内容を記入)
- 6 特にない

問 21 貴団体において、犯罪被害者等施策を進めるにあたって、課題となっている事項がある場合には、その内容をお書きください（自由回答）。

（施策の総合的な推進に向けた庁内関係部局等への働きかけ）

（総合的な対応窓口における体制の整備、関係機関・団体との橋渡し）

（地域住民の理解・協力の促進）

（その他）

問 22 これまでお答えいただいたほか、犯罪被害者等施策に関して国・都道府県に対する要望・ご意見等があれば、お書きください（自由回答）。

ご協力ありがとうございました